

本工事に適用される要領等にかかる特記事項

本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」の他、以下の要領等の対象工事である。
受注者は、以下の要領等を遵守すること。

なお、各要領等は「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているので確認すること。

基準通知システムの HP アドレス：

<https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/7fb9a4c6c64dd918b03b885c3d4670af87fe1dd0be350dba2ba4dc1906a7bc27>

【以下に掲載すれば、特記仕様書の添付を省略可】

- 技術基準（週休 2 日制現場の実施要領の一部改定）について
(令和 7 年 4 月 1 日適用)
- ~~技術基準（群馬県県土整備部発注工事における I C T 活用工事実施要領）の改定について~~
(令和 7 年 4 月 1 日適用)
- 技術基準（【群馬県版】小規模 I C T 活用工事の実施要領）の改定について
(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)
- 技術基準（建設現場における Web 監督（遠隔臨場）実施要領）の一部改定について
(令和 5 年 4 月 1 日適用)
- 技術基準（群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン）の改訂について
(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)
- ~~積算基準（建設現場に設置する「快適トイレ」の費用の積算方法）の一部改定について~~
(令和 5 年 5 月 1 日適用)
- ~~積算基準（群馬県県土整備部発注工事に関する遠隔地からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用）について~~
(令和 2 年 8 月 7 日適用)
- ~~技術基準（県管理河川における出水期間中の工事施工の取扱いの一部改定）について~~
(令和 6 年 4 月 1 日適用)

●~~技術基準（群馬県街路樹ガイドラインの策定）について~~

（平成31年4月1日適用）

●技術基準（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領）について

（令和6年4月1日適用）